

沖縄県の市町村国保に対する財政支援を求める意見書

本市を含めた本県市町村国保の財政状況は、平成 20 年度の高齢者医療制度改革として導入した「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。

平成 26 年度の本県の前期高齢者加入割合は 19.5%であるのに対し、全国平均は 36.7%であり、全国平均より 17%以上も乖離して低く、国保の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金は、全国平均 99,451 円に対し、本県は全国平均の 5 分の 1 程度の 16,452 円しかない。それが、本県市町村国保が悪化した大きな要因である。

本県の前期高齢者加入割合が低い要因は、40 年以上も連続して出生率が全国第 1 位であることに加え、先の地上戦と収容所生活の影響等で生きていれば前期高齢者となりえた方々の出生数の低さなどにある。

本県の市町村国保財政が赤字となる大きな要因は、「前期高齢者財政調整制度」が本県にとって不利な制度となっていることにある。同制度は、前期高齢者の加入割合に最も大きな比重を置いて算定される仕組みであること、また、所得水準に応じた財政調整が働かない制度設計になっていることから、全国平均より所得水準が低く、前期高齢者加入割合が著しく低い本県に対しては、特殊事情として考慮すべきであったと考える。

よって、国においては、このような本市を含めた本県の国保財政の実情を踏まえ、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 平成 28 年度以降において、前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金と全国平均並みの加入割合で算定される交付金との差額を是正する新たな財政支援措置を講じること。
- 2 平成 30 年度から実施予定である財政基盤強化策において、沖縄県の特殊事情に配慮した制度設計を講じること。

以上

地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 21 日
沖縄県 豊見城市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣
沖縄及び北方対策担当大臣